

第 22 期第 1 回（令和 3 年度第 1 回）
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 3 年 4 月 12 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

【委員会】

- 1 開催日時 令和 3 年 4 月 12 日（月） 午後 2 時 15 分
- 2 開催場所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 4 階 共用第 2 会議室
- 3 招集者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を
発した日 令和 3 年 3 月 30 日（火）
- 5 通知した議題
 - 第 1 号議案 会長、副会長の互選について
 - 第 2 号議案 周防灘三県連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第 3 号議案 伊予灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第 4 号議案 山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第 5 号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第 6 号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出について
 - 第 7 号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
 - 第 8 号議案 平郡島沖海域における「投びょうして、かつ、釣りによって水産動植物を採捕する行為の禁止」について（委員会指示更新）
 - 第 9 号議案 山口県漁業調整規則第 11 条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について
 - 第 10 号議案 山口県漁業調整規則第 11 条第 5 項及び第 7 項に基づく許可の基準の一部改正についてその他（報告事項）
 - 報告事項 1 第 41 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項 2 その他

6 出席者

（委員：15 名）

田中 友之、梅田 孝夫、河野 直行、竹本 信正、市川 秀次、森友 信、山田 歳彦、松野 利夫、小田 貞利、渡壁 勝則、河内山 満政、内藤 武、松浦 栄一郎、大谷 誠、小林 亨

（県及び事務局）

水産振興課	課長	中村 圭吾
	生産振興班	主査 内田 喜隆
	漁業調整取締班	技師 藤濱 朋哉
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主任 久村 悠貴
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主任 柏村 直宏

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

第1号議案 会長、副会長の互選について

会長に森友委員、副会長に梅田委員とすることを決定した。

第2号議案 周防灘三県連合海区漁業調整委員会委員の選出について

田中委員、河野委員、竹本委員、渡壁委員及び河内山委員とすることを決定した。

第3号議案 伊予灘三県海区漁業調整委員会委員の選出について

森友会長、山田委員、松野委員及び河内山委員とすることを決定した。

第4号議案 山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について

森友会長、梅田副会長、田中委員、小田委員、市川委員及び内藤委員とすることを決定した。

第5号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会委員の選出について

山田委員、松野委員、小田委員、内藤委員及び松浦委員とすることを決定した。

第6号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出について

梅田副会長とすることを決定した。

第7号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）

原案どおり委員会指示を更新することとした。

第8号議案 平郡島沖海域における「投びょうして、かつ、釣りによって水産動植物を採捕する行為の禁止」について（委員会指示更新）

原案どおり委員会指示を更新することとした。

第9号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第10号議案 山口県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に基づく許可の基準の一部改正について

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

その他（報告事項）

報告事項1 第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について

9 審議の概要

澁谷事務局長 ただ今から第22期第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、15名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づき、本委員

会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっております。しかしながら現時点で会長、副会長とも決まっておりません。このため最初に、会長の互選について審議していただくための仮議長を選出していただきたいと思います。

事務局としては、これまでの慣例により、最年長である田中委員さんをお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか？

委員一同 異議なし

澁谷事務局長 ありがとうございます。それでは、田中委員さんに仮議長をお願いいたします。それでは田中委員さん、仮議長席へご移動をお願いします。

田中委員 はい。

澁谷事務局長 仮議長が決まりましたので、早速、第22期第1回瀬戸内海海区漁業調整委員会を進めたいと思います。

それでは、田中仮議長さん、よろしく願いいたします。

田中委員 それでは会長が決定するまでの間、私が議事進行をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

まずは議事に先立ち議事録署名人を指名いたします。

慣例により議事録署名人はアイウエオ順となっておりますので、市川委員と梅田委員をお願いします。

両委員 はい。

田中委員 それでは第1号議案「会長、副会長の互選について」を議題といたします。事務局から説明してください。

澁谷事務局長 はい。それでは委員会資料の1ページをお開きください。
(以降、資料に沿って説明)

田中委員 ただ今、事務局から説明がありましたが、まず会長の選出をお願いします。

いかがいたしましょうか。どなたかご意見はありませんか。

河野委員 第21期の会長を務められており、また山口県漁協の組合長としてリーダーシップを発揮されている森友委員さんに引き続き会長をお願い

してはどうですか。

田中委員 　ただ今、河野委員さんから、「森友委員さんを会長に」、とのご推薦がありました。ご意見等はございますか。

委員一同 　異議なし。

田中委員 　それでは第 22 期山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の会長は森友委員に決定いたします。

　会長が決定しましたので、これをもちまして議長を交代させていただきます。ありがとうございました。

澁谷事務局長 　それでは、会長就任にあたりまして森友会長からご挨拶いただきたいと思えます。

森友会長 　（会長就任挨拶）

森友会長 　それでは、引き続き、議事を進行したいと思います。続きまして、副会長の選出をお願いしたいと思います。副会長は、漁業法施行令第 13 条第 2 項にあるように、会長の私に何かあったときには、その職務を代理するという立場でございますが、いかがいたしましょうか。

竹本委員 　そういう重要な立場ですので、副会長については会長ご自身が指名してはどうでしょうか？

森友会長 　ただ今、竹本委員から副会長については、会長から指名をとの発言がありました。それでよろしいでしょうか。

委員一同 　異議なし。

森友会長 　それでは、私の方から指名させていただきます。漁業制度にも精通し、漁業調整分野での行政経験も長い梅田委員さんに引き続き副会長をお願いしたいと思います。梅田委員さんいかがでしょうか。

梅田委員 　会長からのご指名ですので、引き受けたいと思えます。

森友会長 　それでは、第 22 期山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の副会長は、梅田委員さんに決定いたします。よろしく願いいたします。

梅田委員 はい、分かりました。

森友会長 それでは、梅田副会長さん、一言就任挨拶をお願いします。

梅田委員 (副会長就任挨拶)

森友会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次に連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会の委員の選出を議題としたいと思います。

第2号議案の「周防灘三県連合海区漁業調整委員会委員の選出について」から、第6号議案「瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出について」までを一括して審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

澁谷事務局長 はい、事務局から説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

(以降、資料に沿って説明)

森友会長 ただ今、事務局案の説明がありましたが、委員の皆様方からご意見・御質問はありませんか。

(特になし)

森友会長 よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 それでは、第2号議案 周防灘三県連合海区漁業調整委員会委員は、田中委員、河野委員、竹本委員、渡壁委員、河内山委員の5名に決定します。

第3号議案 伊予灘連合海区漁業調整委員会委員は、山田委員、松野委員、河内山委員、と私、森友の4名に決定いたします。

第4号議案 山口・愛媛連合海区漁業調整委員会委員は、梅田副会長、田中委員、小田委員、市川委員、内藤委員、と私、森友の6名に決定いたします。

第5号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会委員は、山田委員、松野委員、小田委員、内藤委員、松浦委員の5名に決定いたします。

続いて、第6号議案として「瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。

澁谷事務局長 はい、それでは資料は少し戻っていただいて8ページをお開きください。

(以降、資料に沿って説明)

森友会長 新たな委員について、事務局案があれば説明をお願いします。

澁谷事務局長 瀬戸内海広域漁業調整委員会は、瀬戸内海全体の広域的、資源的な見地から議論がなされることから、県OBの梅田副会長に引き続きお願いできたらと考えております。

森友会長 事務局長からは、梅田副会長にお願いしたらどうかとのことですが、皆様方から意見等がありますか。

委員一同 異議なし。

森友会長 異議なしと認めます。瀬戸内海広域漁業調整委員会委員は、梅田副会長をお願いします。

続いて、第7号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」事務局から説明をお願いします。

澁谷事務局長 はい、委員会資料の9ページをお開きください。

説明につきましては、水産振興課から説明いたします。

藤濱技師 水産振興課の藤濱と申します。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

資料10ページの第7号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」、委員会指示の更新となります。

(以降、資料に沿って説明)

森友会長 ただいま説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見・ご質問等はありませんか。

河内山委員 はい。

森友会長 どうぞ。

河内山委員 私はこっちの、別府湾の方で操業しているのですが、共通海域では山口県は18メートルの竹(ビーム)で操業している。大分県の場合は24、25メートルの竹で操業するのです。共通海域の中で、何でバラバラなのか教えて欲しい。

森友会長 ただいま意見がありました、振興課の方。

藤濱技師 共通海域の中での取り決め、各県の制限というのは、本県の方ではなかなか詳しく知り得ていない、そもそも共通海域の中での取締りというのは、基本的に自県の取締船が自県の漁船に対して取締りを行うものと、もし万が一、自県の取締船が他県の漁船の違反を現認した場合には、基本的にはその所属県に引き継いで、所属県の取締機関が動くというような形となっています。

中村課長 はい。今、担当が申し上げましたけれども、確かに河内山委員が言われるように同じ三県の共通海域であれば、同じルールで操業するというのが、原則であると思っております。しかしながら、先ほどの第3号議案の伊予灘でも小底の休漁期間が統一されていないというような問題がございます。やはり共通海域では、3県のそれぞれの知事の許可があれば操業できる海域であり、それはあくまでそれぞれがそれぞれの県知事から許可を受けた範囲で操業できるというもので、必ずしも今言われたような大分県の小底に対する制限、本県の小底に対する制限が、同一でないということが、今回の提言の要因であると考えています。

 その部分については、申し上げたように、同じ海域は同じルールでというのがやはり原則かと思っておりますので、今後そうした投げかけについても図っていけたらと思っております。ただ、私も今大分県の許可の制限が分からない中で申し上げているのではっきりとは言えませんが、仮にそれが大分県の許可を逸脱したような漁具で操業しているようなことがありましたら、それはこちらからきちんと大分県に申し入れる必要がございますので、その辺りの情報は引き続きお願いできたらと思っております。よろしく願いいたします。

森友会長 河内山さん、今の返答でよろしいですか。

河内山委員 はい。

森友会長 他にありませんか。

(特になし)

森友会長 よろしいですか。

委員一同 はい。

森友会長 第7号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」は、当海区といたしましては、委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 全員異議なしと認めます。第7号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第8号議案「平郡島沖海域における『投びょうして、かつ、釣りによって水産動植物を採捕する行為の禁止』について」を、事務局から説明をお願いします。

澁谷事務局長 委員会資料の15ページをお開きください。

令和3年1月26日付けの平郡島沖漁場利用調整協議会会長からの要望書が、また令和3年4月5日付けで山口県農林水産部長から当海区あてに依頼書が提出されております。

説明については、水産振興課より説明いたします。

藤濱技師 はい、引き続き説明をさせていただきます。
(以降、資料に沿って説明)

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見やご質問はありませんか。

委員一同 なし。

森友会長 よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 それでは他にご意見等がないようであれば、第8号議案「平郡島沖海域における『投びょうして、かつ、釣りによって水産動物を採捕する行為の禁止』について」は、当海区といたしましては、委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 全員異議なしと認めます。第8号議案は、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第9号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」を上

程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

澁谷事務局長

委員会資料 23 ページをお開きください。

令和3年4月5日付けで、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容については、水産振興課より説明いたします。

藤濱技師

(以降、資料に沿って説明)

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見やご質問等はありませんか。

それでは他にご意見等がないようであれば、第9号議案について、「原案のとおり適当である旨を答申する」こととしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森友会長

全員異議なしと認めます。第9号議案は、「原案のとおり適当である」旨を答申することとします。

続いて、第10号議案「山口県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に基づく許可の基準の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

澁谷事務局長

はい、それでは委員会資料 31 ページをお開きください。

令和3年4月5日付けで、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容については、水産振興課から説明いたします。

藤濱技師

(以降、資料に沿って説明)

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見やご質問等はありませんか。

(特になし)

森友会長

それでは他にご意見等がないようであれば、第10号議案について、「原案のとおり適当である」旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森友会長

全員異議なしと認めます。第10号議案は、「原案のとおり適当であ

る」旨を答申することとします。

本日の議題は以上ですが、次に報告事項があります。

「瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について」を、水産振興課から報告をお願いします

内田主査 (資料に沿って報告)

森友会長 報告が終わりましたが、委員の皆様方から、ご意見・ご質問はありませんか。

竹本委員 はい。

森友会長 どうぞ。

竹本委員 あの、内海の遊漁者が外海に行って、30kg 未満のクロかシロか知らないけれどもマグロを釣ってくる。これ見よがしに、近隣の料理屋に持って行って、ちょっと料理してくれと言う。こういう事案が今年に入って2回あった、私の耳に入ってきたのが。詰まる所、遊漁者の取締りをどれだけ具体的に周知できるか、その辺がミソだろうと思います。その辺はどういう風にお考えでしょうか。

内田主査 はい、先ほどは説明をしませんでしたが、日本海側についても、日本海・九州西広域漁業調整委員会、後、太平洋側についても、太平洋広域漁業調整委員会で同様な内容の広域漁業調整委員会指示が発効しております、同様に6月1日から規制がかかることとなります。

竹本委員が言われるように、遊漁者をどうやって、実行確保していくかというのは、瀬戸内海広域漁業調整委員会でも梅田委員からご発言いただきましたけれど、課題だと考えております。

これについては、水産庁とも連携して、委員会指示の方はまずは水産庁の方が抑えていくとなっておりますが、県の方も連携して遊漁者への周知、協力の方をお願いしたいと考えております。

以上です。

梅田副会長 はい。

森友会長 どうぞ。

梅田副会長 瀬戸内海の広調委でも言いました。「委員会指示でポッと出したからと言って誰も知らない。特に遊漁者は、文書出したからといって、何のことはない。現場で取締船を出して、どんどん遊漁者に船付けて指導し

て欲しい。県も協力依頼があれば検討されると思いますから、とにかく水産庁が動かないと」と言いましたけれど、ちょっとどうなるかは様子を見てみたいと思います。

森友会長 他に、はい、どうぞ。

中村課長 今、竹本委員が言われたように遊漁者、いわゆるプレジャーボートを持っている方々への周知が一番の課題だと思っております。良い比較になるかどうかは分かりませんが、瀬戸内海ではキジハタの体長制限を委員会指示で措置していただきました。あの際、私共は主に釣具屋さん等を中心をお願いに上がったことがございます。それと、キジハタ委員会指示は本県瀬戸内海海区の指示でありますので、出先機関の職員を含めて実際に洋上で釣っておられる方々、波止で釣っておられる方々にも指導とお願いをして参りました。

瀬戸内海でマグロをバンバン釣るといことはなかなか想像が、来遊状況によっては有り得るかもしれませんが、日常的に釣れるものではないと思いますので、洋上での指導を県が日々やることは難しいかと思っています。ただ、来遊がかなりあった場合は現場指導も考えたいと考えておりますが、まずはそうした係船場所とか小安協を通じてといった手段もありましょうし、一番は釣具屋さんとかそうしたプレジャーボートの方でも利用する店舗を中心に、国と連携しながら周知を図っていきたくて考えています。以上です。

竹本委員 クロマグロとピンチョウとか、同じマグロでもズラッと種類がありますよね。この規制はクロマグロだけでしょ。

内田主査 あくまでもクロマグロです。一昨年、内海でさわら流でクロマグロが混獲された際には内海の皆様にも自粛のお願いをしました。その際に市場なりに、県内で最もクロマグロに似ている魚としてコシナガとかとの見分け方のポスターを漁協なり市場の方に配布しておりますのでそういったことを通じて、見分け方も含めて周知していきたくては思います。

竹本委員 分かりました。

森友会長 他にございせんか。はい。

田中委員 瀬戸内海にクロマグロはいるのか。

河野委員 いる。うちのやつが何回も獲っている。だから、ちょっとでも枠を作

ってくれって言った。捨てる訳にはいかないの。

田中委員 瀬戸内海にクロマグロはおらんと思っていた。

河野委員 流せに偶にかかることがある。去年も2、3回かかっている。

森友会長 今、クロマグロの話が出たのですが、その他でまた聞きますので。他にございませんか。

私が言うたらいけんか分からんけども、瀬戸内海でも、流網にかかったりとか、周防大島で60キロぐらいのものが釣れた例もある。漁業者が獲った場合には、大型の場合、報告だけしたら良いのか。

内田主査 0.1トンだけですけれども、山口県内海でクロマグロの小型魚の混獲枠というのがありますので、0.1トンの枠の中であれば、獲っても良いということになります。瀬戸内海の漁業者の皆様の中には、承認制を持っておられる方もおられないので、最後は自粛をしてくださいとお願いをしている中ではございますけれども、流せに関してはですね、獲れてしまったら死んでしまうんで、その分に関しては報告していただければとりあえず100キロの枠内ではありますけれども、その中で処理できるというものになります。

河野委員 103キロやったらダメなんかね。

内田主査 日本海側とかマグロをよく獲っているようなところだったら、山口県には100トンの枠があって100トンを超して110トンとか獲ったらですね、その10トン分は翌年の枠から10トン減らされるという形になっているんですけれども、瀬戸内海においてはそういったペナルティーはないということが決まっておりますので、突発的に100キロを超えたからと言って、直ちに皆さんに不利益が及ぶということはないです。ただ、そういう状況になれば、県としてはそれ以上の採捕の自粛は、お願いせざるを得ないというところはございますので、御理解いただきたいと思えます。

森友会長 水産庁は予備枠を持っているのか。

内田主査 そうですね、はい。

森友会長 できるだけ、万が一、これから入ってこんとも限らない。

河野委員 本当に分からん。

小田委員 前の時にも言ったけれども、例えば山口県の枠が100トンあったとして、それを100トンに行くまで、瀬戸内海も若干は大丈夫というな形は採れないのか。県内の決まりとして。

河野委員 実績がないから。

小田委員 実績がないのは分かっているけれども、今から先の話で例えば、4月から始まって12月で100キロまでいったと、そこから先は外海も内海も禁止よというのは納得しにくい。漁師も。ただ、瀬戸内海は実績がないから100キロ以上獲ったダメよと、そういうのでは、絶対、これから先に水温が高くなってきて、違う魚が入ってきよる中で揉めるもとやと思う。山口県全体そういったことを考えられる方向性を外海の海区の方にも話して、進めていっていただきたいと思います。

森友会長 内田さんが話しとるのは瀬戸内海にはそこまでの罰則規定がない。そこが決まるまでは、獲ったら仕方がないということ。

小田委員 ええんならええんやけど。

梅田副会長 ちょっといいですか。今、小田さんも言われたように、外海は100トンの枠があるのか。

内田主査 ひき縄が85トンです。

梅田副会長 国に対して増やしてくれっていうのは可能なのか。

森友会長 どの県も全部要望している。県も言ってくれよるし、山田委員も水産庁ともの凄くやり取りしているが、なかなか枠は増えない。

内田主査 世界、太平洋全体の中で、我が国はマグロが増えてきているので枠を増やしてくれと言ってきているのですが、アメリカを始めとする国が反対をして、今のところそもそもの増枠が出来ていないというようなところですよ。

森友会長 コロナの影響で国際会議も開かれてない。今年も10月くらいにある予定だが、まだ国際会議が実際に開かれるかどうか分からない。県にもお願いしたいのだが、日本海側も定置枠がすぐ満杯で、逃がしている。

河野委員 漁だっていつまでも獲れるとは限らない。100トン獲れなかった時は

国が面倒みてくれるのか。国が上から漁師に棄てるように言って、いつもかつも放流とは限らん。80 トンやったら、20 トン分は面倒みてくれるのか。

内田主査 　　枠が埋まらなかったらその補償みたいなものはないのはないのですが、ただ国全体で見たら、ある県では多く獲れて、ある県では今年は回って来なかったっていうのはあります。そこは、各県で枠が余っていたら、枠が足りない県に融通するような取り組みっていうのが進んでおります。昨年も本県の方で青森県や大中まきの方から枠をもらって、外海の方は当初の枠よりもたくさん枠を使えるという状況になりましたので、そういった融通については県の方も働きかけていきたいと思えます。

森友会長 　　その他で報告事項等、事務局ありますか。

澁谷事務局長 　　本日の委員会資料の他に、委員会の規程類、委員会指示集、山口県漁業調整規則をお手元に配布しておりますので、今後の委員会活動のご参考にしていただければと思います。

森友会長 　　せっかく、今日が第1回目の委員会になりますので、何か皆さんのお気づきがありましたら何なりと聞きますので。
よろしいでしょうか。

(特になし)

森友会長 　　以上で、全ての議題・報告が終わりましたが、委員の皆様方から他に意見はないとのことでしたので、それでは、本日の委員会はこれで終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(15:18 終了)